

明治初期の神仏分離と 地域の神々

幕藩体制が崩壊し、新しく誕生した新政府は、慶応四年（一八六八）三月、全国の諸神社・

をいいます。つまり仏、菩薩が白山権現社の祀神（菊理媛命）に姿をかえて、御堂山の聖観世音菩薩を守る神様となつています。

家ノ屋敷内二有之社モ同様ノ事一村限り私立ノ庵室並二辻地蔵 路傍ノ観音ハ勿論 且又寺院墓所外題目念仏 木石碑等総テ官許ヲ不請シテ造立ノ類皆廃却申付候事

井関権令殿 資料の内容からは、石神仏の種類や量も少ないように思われます。ほとんどの村では、祠を寺院に持ち込んだり、石神仏を山中に隠したりしたようです（田峰村）。

は原則として行政単位の一村に一社が置かれることになりましたが、社格を受けることのできなかつた神社は、廃却される運命にありました。

神と仏の混合の状態を徹底的に排除しながら、神社や寺院の整理を遂行しようとしたものです。

各村々には、石神仏等の棄却について、同年四月三十日まで

それにしても、この時期、神社や寺院が整理廃却され、多くの文化遺産が失われました。

皇室の祖神（天照大神）を祀る伊勢神宮を中心として、全国的な神社の組織（神社神道）が、

明治四年（一八七二）白山権現社は、「白山神社」と名を改め、御堂山観音から独立した単一の神社として、新しい時代を

提出が求められています。地域の神仏を大切に守り続けてきた、村人達の驚きと混乱が想像されます。

社格と一村一社 御堂山の白山神社は、無格社ではありましたが、廃却されずに

本稿では、紙面の関係上寺院について、ほとんど触れることができませんでしたが、明治五年（一八七二）に出された布達

ものは全て禁止、排除されることになりました。しかし仏教が日本に伝来して以来、神仏は大した争いもなく、自然な形で習

合し、日本人の生活習俗の中に深く根付き、神仏は判然としがたいものになっていました。

「右八明治五年壬申 神社取調ノ節 廃却仕候処 今般氏子一同志願二付 据置奉願候也

「無住無壇寺院ノ廃止令」によって、各地の寺院が一気に廃却整理されていきました。旧設楽町内でも二八か寺中一七か寺が

明治以前の白山神社（田口）は、白山権現社といわれ、設楽町長江の御堂山観音堂に隣接して

祭られてきました。寛政五年（一七九三）の棟札（現存）には「奉建立白山権現」とあり、

天保十二年（一八四一）の古文書にも「聖観世音鎮守白山権現」とあるように白山権現社は「御堂山観世音」を守る社として、

御堂山に勧請されたことが分かっています。この権現とは、仏菩薩が衆生を救うため様々な姿をと

つて、権（かり）に現れること

祭つていましたが、「須佐之命」に改めています。この地域では、

三都橋村の津島神社をはじめ、牛頭天王を祭神としている村落

（旧村）が、比較的多く見られます。それぞれの神社が、祭神

や名称を改めたとしても、総ての神社が新しい時代の中で、生

き残れた訳ではなかつたのです。特に、明治六年（一八七四）三

月に出された県の布達は、村々の信仰関係を一変させました。

「郷村社ヲ初メ 官許ヲ受ケ 創建ノ神社ヲ除ク外 私立ノ諸悉ク皆廃却申付候事二付 人

座候

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御

右の通不残廃却仕 相違無御